

木材加工設備導入等利子助成支援事業（拡充）

【5, 029（3, 769）千円】

対策のポイント

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に加え、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行います。

<背景／課題>

- ・我が国の木材利用の大宗を占める住宅分野では、プレカット加工の進展等を背景として、品質・性能へのニーズの高まりなどから木材の需要構造の変化が見られますが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約4割にとどまっています。
- ・我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階において小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質及び性能の面で競争力ある製品を安定的に供給する体制の確立が課題となっています。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万m³（平成26年） → 4,000万m³（平成37年）)

<主な内容>

1. 設備導入資金助成支援

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化、地域材の安定的・効率的な供給体制構築等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等のために必要な借入金の利子相当額の1／2又は2／3を助成します。

2. 川中事業者を核とする安定供給体制の構築

製材工場等の川中事業者による木材製品の安定供給体制の構築等を支援するため川中事業者を対象として、原木の安定調達のために自ら森林経営に乗り出す際の山林取得や需要に応じた製品供給を行うための追加在庫保有に必要な借入金に対して、最大2％の利子相当額を助成します。

補助率：1／2、2／3、定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

〔お問い合わせ先：林野庁木材産業課（03-6744-2292）〕